

議案第 5 号

基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 8 日 提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和50年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号を次のように改める。

- (1) 重度身体障害者 障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者程度等級表の1級又は2級に該当する者
- (2) 重度知的障害者 障害程度が佐賀県療育手帳制度要綱（昭和49年1月21日施行）第9条の規定に基づく佐賀県療育手帳取扱要領第2の2に定める「A」に該当する者又はこれと同程度の障害があると判定された者
- (3) 重度精神障害者 障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級に該当する者
- (4) 重複障害者 障害程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者程度等級表の3級に該当し、かつ、知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の50以下の者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の医療費の助成の対象となる者については、なお従前の例による。

提案理由

佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の改正に伴い、重度知的障害者に該当する者の要件が改められたため、基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例を改正する必要がある。

令和 5 年 3 月 10 日原案 可 決